

教育委員会事務局職員の人事異動について  
教育委員会事務局職員の任免について、次のとおり決定する。

2025年（令和7年）3月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

人事異動

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、教育委員会事務局職員の任免について、決定する必要がある。

参 考

藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則 抜粋  
（委任事項）

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。ただし、教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めるとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

（7）事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。

（専決）

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を教育長に専決させるものとする。ただし、

教育長において特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は委員会において要求があったときは、この限りでない。

(2) 藤沢市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第1号）別表に定める管理職員等を除く事務局職員等の任免、分限及び懲戒を行うこと。